

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成24年11月30日 提出
【計算期間】	第23期特定期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年8月31日)
【ファンド名】	J AのMMF（マネー・マネージメント・ファンド）
【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高谷 正伸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町二丁目7番9号
【事務連絡者氏名】	後藤田 晋
【連絡場所】	東京都千代田区平河町二丁目7番9号
【電話番号】	03-5210-8500
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。  
社団法人 投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

商品分類：追加型投信 / 国内 / 債券 / MMF

属性区分：債券（一般） / 日々 / 日本

商品分類および属性区分 一覧表

（当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、社団法人 投資信託協会のホームページ <<http://www.toushin.or.jp/>> をご覧ください。）

## 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分
単位型投信	国内	株式	MMF
		債券	
追加型投信	海外	不動産投信	MRF
	内外	その他資産（ ）	ETF
		資産複合	

**追加型投信**：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

**国内**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

**債券**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

**MMF**：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	
株式	年1回	グローバル	
		日本	
	年2回	北米	
債券	年4回	欧州	
		アジア	
	年6回 (隔月)	オセアニア	
		年12回 (毎月)	中南米
			アフリカ
不動産投信	日々	中近東 (中東)	
		資産複合（ ）	エマージング
その他資産（ ）	その他 ( )		
資産配分固定型			
資産配分変更型			

**債券（一般）**：公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

**日々**：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

**日本**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## &lt; 信託金の限度額 &gt;

委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付するものとします。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託金の限度額（約款第3条））

## &lt; ファンドの特色 &gt;

## ファンドの仕組み

当ファンドは、内外の公社債を主要投資対象とします。  
当ファンドは、単独で債券市場等へ直接投資を行います。



## 1 安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

- 残存期間が短い好利回りの内外の公社債および短期金融商品等に投資します。

## 2 毎日決算を行い、収益を運用実績に応じて分配します。

- 収益分配金は毎日計算され、毎月最終営業日に1ヵ月分をまとめて、税金を差し引いた後、自動的に再投資されます。
- 分配金は、運用実績により変動しますので、あらかじめ一定の成果をお約束するものではありません。

## 分配方針

収益分配は、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を、毎日分配します。  
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 3 いつでも出し入れ自由です。

- お申し込みは、1万円以上1円単位で原則としていつでもできます。お申込手数料はかかりません。
- ご換金はいつでもできます。ただし、30日未満のご換金については、1万口につき10円の信託財産留保額が差し引かれます。

社団法人 投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に従い運用を行います。

## 主な投資制限

- ◎ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ◎ 円貨で約定し円貨で決済する資産に限ります。

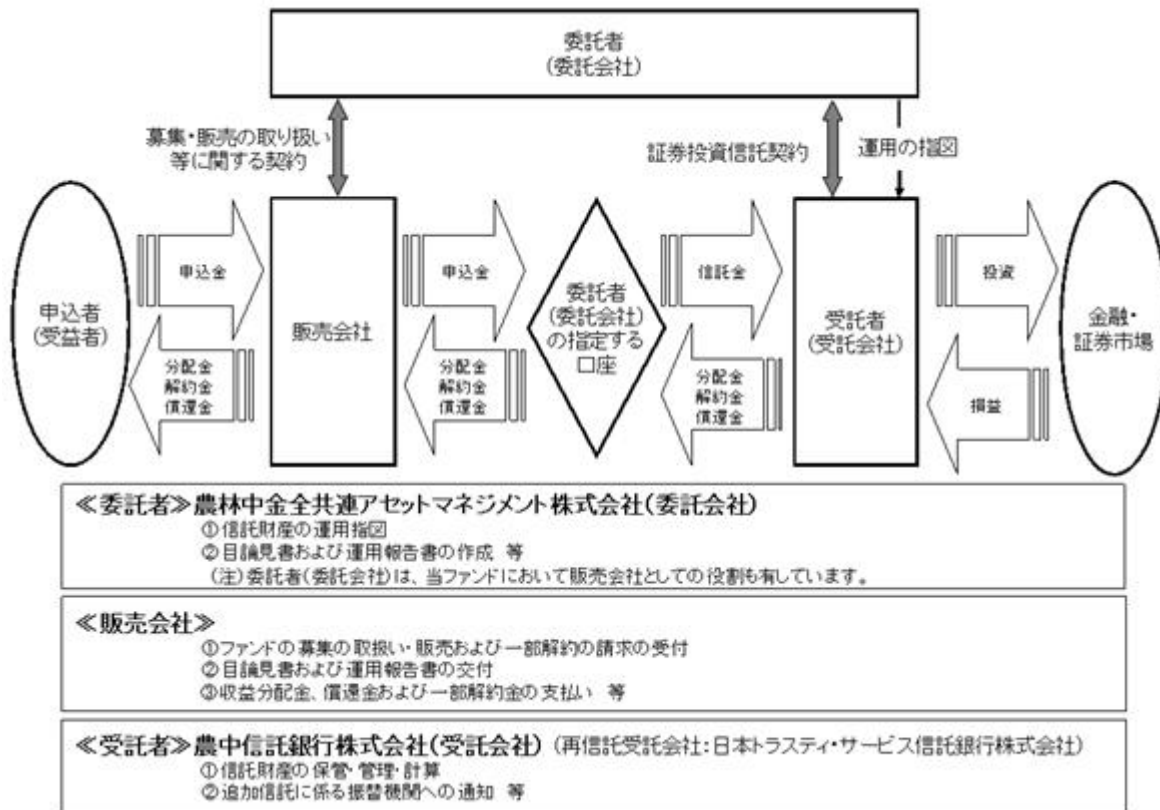
資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成13年2月28日 信託契約締結日、ファンドの設定および運用開始日

平成19年1月4日 振替制度へ移行

## (3) 【ファンドの仕組み】



## 委託者（委託会社）の概況（平成24年9月28日現在）

## 資本金の額

34億2千万円

## 沿革

平成5年9月28日 農中投信株式会社設立 資本金15億円

10月8日 証券投資信託委託業の免許取得

10月13日 営業開始

平成8年8月20日 投資顧問業務の登録

9月30日 投資一任業務認可取得

10月1日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更 資本金19億2千万円

平成12年10月1日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更

平成19年9月30日 金融商品取引業の登録

平成24年7月26日 A種種類株式15,000株を発行し15億円増資（資本金34億2千万円）

## 大株主の状況

株主名	住所	持株数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13番2号	19,550	36.61
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号	18,850	35.30
農中信託銀行株式会社	東京都千代田区内神田1丁目1番12号	15,000	28.09

(注) 農林中央金庫及び全国共済農業協同組合連合会が保有する株式はすべて普通株式であり、農中信託銀行株式会社が保有する株式はすべて議決権を有しないA種種類株式です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫 50.91%

全国共済農業協同組合連合会 49.09%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### a. 基本方針（運用の基本方針）

この投資信託は、内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

「運用の基本方針」および「約款第 条」とは、信託約款の条項等と対応しております。（以下同じ。）

#### b. 運用方法

##### 投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

##### 投資態度

内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保をはかります。

当ファンドは、社団法人 投資信託協会「MMF等の運営に関する規則」に従い運用を行います。

その主な内容は以下のとおりです。

#### <組入有価証券等の範囲>

#### 1. MMFが組入れることのできる有価証券の範囲は、次に掲げる有価証券とする。

わが国の国債証券、政府保証債券及び日銀が発行する債券（以下「国債等」という。）

上記 に規定する有価証券以外の有価証券で、当該有価証券の取得時において2社以上の信用格付業者等（金商法第2条第36項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。）により、P - 2又はA - 2相当以上の短期信用格付若しくはB B Bフラット又はB a a 2相当以上の長期信用格付を受けているもの

上記 および上記 に規定する有価証券以外の有価証券で1社の信用格付業者等からの信用格付のみのもので又は信用格付業者等から信用格付を取得していないもののうち、取得時において投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（平成12年法律第198号）第2条第11項に規定する投資信

託委託会社をいい、以下「委託会社」という。)が発行者の財務内容等を基に上記に規定するものと同等の信用力を有すると認めたもの

2. MMFが組入れることができる金融商品の範囲は、次に掲げる金融商品とする。

金融商品で上記1. に規定する有価証券を担保とするもの若しくは国又は日銀が保証するもの

上記に規定する金融商品以外の金融商品で次のいずれかに該当するもの

イ 取得時において2社以上の信用格付業者等により、P - 2又はA - 2相当以上の短期信用格付若しくはBBBフラット又はBaa2相当以上の長期信用格付を受けているもの

ロ 上記イに規定する金融商品以外の金融商品で1社の信用格付業者等からの信用格付のみのもの又は信用格付業者等から信用格付を取得していないもののうち、取得時において委託会社が発行者の財務内容等を基に上記イに規定するものと同等の信用力を有すると認めたもの

<運用指図できる取引の範囲>

MMFにおいて運用の指図を行うことのできる取引のうち、次に掲げる取引については当該取引先又は取引対象の範囲で行うものとする。ただし、わが国の国債等を担保とする取引又は政府若しくは日銀が保証する取引に係るものについてはこの限りでない。

有価証券の貸付は、次のいずれかに該当する者に貸し付けるものであること

イ 2社以上の信用格付業者等により、P - 2又はA - 2相当以上の短期信用格付若しくはBBBフラット又はBaa2相当以上の長期信用格付を受けている者

ロ 1社の信用格付業者等からの信用格付のみのもの又は信用格付業者等から信用格付を取得していないもののうち、取得時において委託会社が発行者の財務内容等を基に上記イに規定するものと同等の信用力を有すると認めた者

債券の貸借取引は、当該取引の対象となる債券が<組入有価証券等の範囲>1. に規定するいずれかの有価証券に該当するもの、又は上記に規定するイ又はロのいずれかに該当する者との間で取引を行うものであること

現先取引は、当該取引の対象となる有価証券又は金融商品が、<組入有価証券等の範囲>1. 又は2. に規定するいずれかの有価証券又は金融商品に該当するもの、又は上記に規定するイ又はロのいずれかに該当する者との間で取引を行うものであること

<組入資産の残存期間>

1. MMFの組入資産は、受渡日から償還日又は満期日までの期間(以下「残存期間」という。)が1年を超えないものとする。

2. 満期保有目的債券(<満期保有目的債券の指定>に規定する満期保有目的債券をいう。以下同じ。)については、上記1.の規定は適用しない。

<投資制限>

1. 同一の法人等が発行する有価証券等(<組入有価証券等の範囲>1. および1. に規定する有価証券をいう。)及び金融商品(<組入有価証券等の範囲>2. に規定する金融商品をいう。)若しくは取扱う有価証券等への投資は、次に掲げる額の範囲内とする。

2社以上の信用格付業者等からP - 1又はA - 1相当以上の短期信用格付若しくはA3又はA - 相当以上の長期信用格付を受けているもの、若しくは信用格付業者等から信用格付を受けていないもののうち委託会社が当該信用格付と同等の信用力を有するものと認めた有価証券等は、当該有価証券等の取得時において当該投資信託財産の純資産総額(以下「純資産総額」という。)の5%以内の額とする。

上記に規定する有価証券等以外の有価証券等は、当該有価証券等の取得時において純資産総額の1%以内の額とする。

2. 上記1. に規定する有価証券等のうち、同一の銀行が発行した有価証券等への投資は、上記1. の規定にかかわらず取得時において純資産総額の10%以内の額とする。ただし、CP、短期社債等(社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債及び一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいう。)、CD、コール・ローン、割引手形及び預金以外の有

価証券等については、純資産総額の5%以内の額とする。

3. 上記1. に規定する有価証券等への投資の合計額は、当該有価証券等の取得時において純資産総額の10%以内の額とする。
4. 満期保有目的債券については、上記1. から3. までの規定にかかわらず＜満期保有目的債券の指定＞の定めるところによるものとする。
5. 取引期間が5営業日以内のコール・ローン（国債等を担保とするコール取引を除く。）については、上記1. から3. までの規定にかかわらず、同一の取引先に係る組入れの合計額は、純資産総額の25%以内とする。
6. 投資信託財産に組入れることができる資産は、円貨で約定し円貨で決済する資産に限るものとする。
7. 委託会社は、債券について時価が入手できないものは組入れないものとする。
8. 委託会社は、証券化関連商品及び取得時において償還金等が不確定な仕組債等（当該債券等の償還金額が指数等に連動するもの、償還金額又は金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているもの等）は組入れないものとする。

＜組入れられた資産の平均残存期間＞

MMFの組入資産（満期保有目的債券を含む。）の平均残存期間は、180日を超えないものとする。

＜満期保有目的債券の指定＞

1. 委託会社は、組入債券をその償還日まで投資信託財産で保有することを目的とする満期保有目的債券に指定できるものとする。この場合において、満期保有目的債券の指定は、当該債券を取得した時点で行うものとする。
2. 上記1. に規定する満期保有目的債券の指定は、当該投資信託の運用責任者（ファンド・マネージャーを含む。）又は運用責任機関（運用委員会、役員会等実質的に投資信託財産の運用の指図に関する権限及び責任を有している当該委託会社の組織及び機関をいう。）等が予め定めた方法に基づき行うものとする。

＜満期保有目的債券の残存期間＞

満期保有目的債券の残存期間は、3年を超えないものとする。ただし、銀行が発行する変動利付債券（銀行が保証するもの及び銀行が発行する債券を担保とするものを含む。）については、この限りではない。

＜満期保有目的債券の指定の制限＞

1. 満期保有目的債券（国債等を除く。）の指定は、指定する日において2社以上の信用格付業者等からA3又はA-相当以上の長期信用格付を取得しているもの、若しくは複数の信用格付業者等からの信用格付がなく1社からA3又はA-相当以上の長期信用格付を取得し、かつ当該委託会社が定めるガイドラインによりこれと同等の信用力を有するものと認めたものに限るものとする。
2. 満期保有目的債券の指定は、満期保有目的債券に指定された債券（新たに指定しようとする債券を含む。）の評価額の合計額が、指定する日の直前の3月末の純資産総額又は指定する日の純資産総額のいずれか低い額の15%以内に限るものとする。

なお、残存期間が3年を超える銀行が発行する変動利付債券（銀行が保証するもの及び銀行が発行する債券を担保とするものを含む。）を指定する場合は、満期保有目的債券に指定された変動利付債券（残存期間3年を超えるものに限り、新たに指定しようとする変動利付債券を含む。）の評価額の合計額が、指定する日の直前の3月末の純資産総額又は指定する日の純資産総額のいずれか低い額の5%以内に限るものとする。

3. 同一の法人等が発行する債券の満期保有目的債券の指定は、満期保有目的債券に指定された当該法人が発行する債券（新たに指定しようとする当該法人が発行する債券を含む。）の評価額の合計額が、指定する日の直前の3月末の純資産総額又は指定する日の純資産総額のいずれか低い額の1%以内に限るものとする。ただし、国債等については、この規定は適用しないものとする。

＜販売に関する事項＞

MMFの販売に当たっては、個人投資家主体の販売となるよう努めること。

## （2）【投資対象】

- a. 投資の対象とする資産の種類（約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条および第20条に定めるものに限ります。)
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

b. 運用の指図範囲(約款第17条)

委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)に限ります。)
5. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券で、前各号(上記1.~6.)の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
11. 外国の者に対する権利で前号(上記10.)の有価証券の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号から第5号まで(上記1.~5.)の証券および第7号(上記7.)の証券のうち第1号から第5号まで(上記1.~5.)の証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を第1項(上記 )に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。)により運用することを指図することができます。

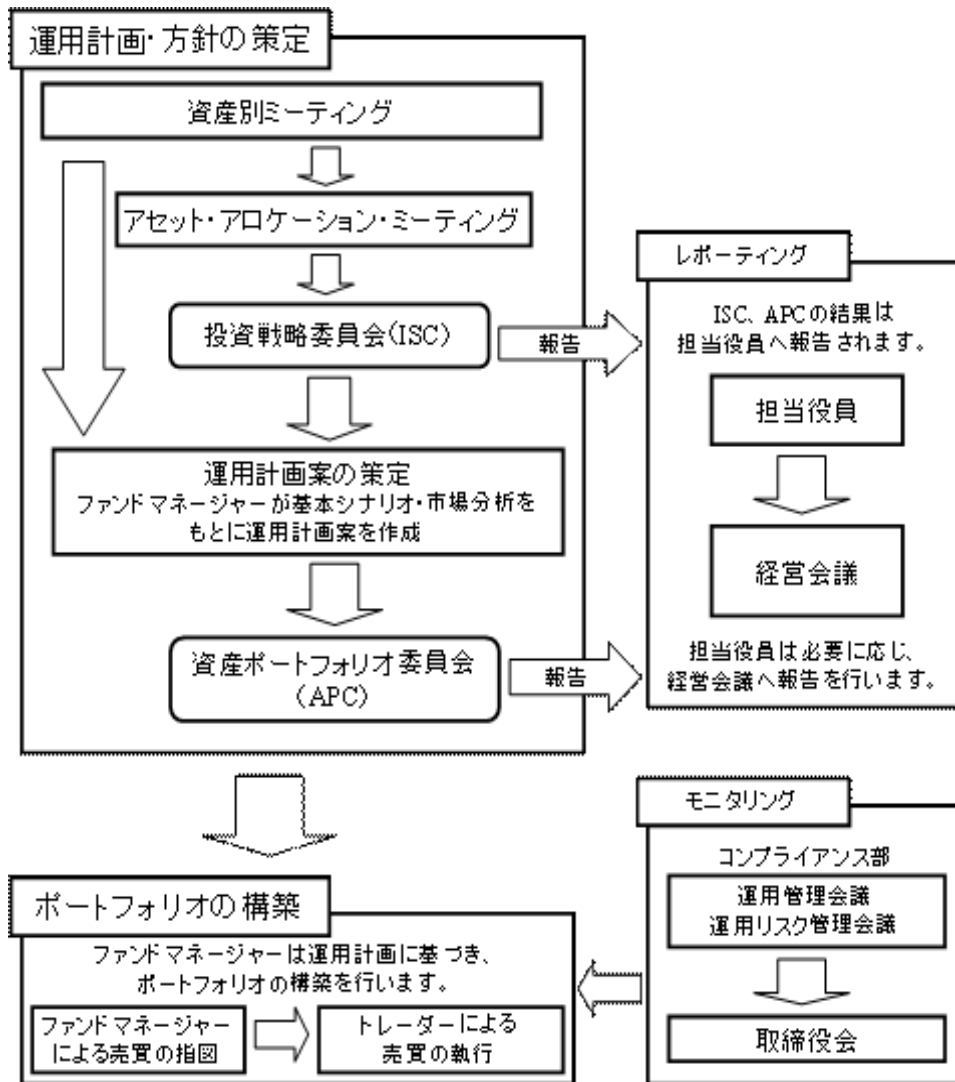
1. 預金
  2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号(上記 5.)の権利の性質を有するもの
- 第1項(上記 )の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、

委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項（上記 ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### （3）【運用体制】

#### 1．運用体制

J AのMMF（マネー・マネージメント・ファンド）は、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



#### 資産別ミーティング

月1回以上開催。市場分析・シナリオ案の作成を行います。

#### アセット・アロケーション・ミーティング（AAM）

月1回以上開催。基本シナリオ案を作成します。

#### 投資戦略委員会（ISC）

原則月1回以上開催し、基本シナリオの承認を行います。

#### 資産ポートフォリオ委員会（APC）

原則月1回以上開催し、資産内のセクター、ゾーン等のリスク配分を決定し、ファンドの運用計画を決定（承認）します。

#### 2．ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	30名程度 (うち 投資判断に携わる者 25名程度)

トレーディング部	10名程度
コンプライアンス部	10名程度

### 3. ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社について、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

##### a. 収益分配方針（運用の基本方針 3. 収益分配方針）

収益分配は、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を、毎日分配します。

##### b. 収益の分配（約款第40条）

信託財産から生じる利益（第1号（下記1.）に掲げる収益等の合計額が第2号（下記2.）に掲げる経費等の合計額を超える場合の当該差額をいいます。）は、その全額を毎計算期末に当該日の受益者への収益分配金として信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失（第1号（下記1.）の合計額が第2号（下記2.）の合計額に満たない場合の当該差額をいいます。以下同じ。）を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

1. 毎計算期間における利子、貸付有価証券にかかる品貸料またはこれに類する収益、売買・償還等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金
2. 毎計算期間における信託報酬、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補てん額およびその他費用

##### c. 収益分配金の再投資等

分配金再投資専用ファンドですので、分配金は毎月最終営業日に1ヵ月分をまとめて、税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (5) 【投資制限】

##### a. 先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第19条）

委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第17条第2項に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨

にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第17条第2項に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第17条第2項に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において、「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

b. スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第20条)

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うことができます。

- c．同一銘柄の転換社債等への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第21条）  
委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- d．有価証券の貸付の指図および範囲（約款第22条）  
委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を第2項（下記）で定める範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。  
第1項（上記）の公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。  
第2項（上記）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。  
委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとします。
- e．公社債の借り入れ（約款第23条）  
委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。  
第1項（上記）の指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。  
信託財産の一部解約等の事由により、第2項（上記）の借り入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。  
第1項（上記）の借り入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- f．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第24条）  
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- g．外国為替予約の指図（約款第25条）  
委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- h．有価証券売却等の指図（約款第31条）  
委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- i．再投資の指図（約款第32条）  
委託者は、約款第31条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- j．資金の借入れ（約款第33条）  
委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。  
第1項（上記）の一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が20営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。  
第1項（上記）の収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。  
借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

k. デリバティブ取引に係る制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないこととなっております。

1. 他のファンドへの投資  
行いません。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、公社債など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。**当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

##### 金利変動リスク

一般に、公社債は市場金利の変動の影響を受け価格が変動します。市場金利が上昇した場合には、ファンドに組入れている公社債の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の下落幅は公社債の残存期間、発行体および公社債の種類等によって異なります。なお、一般に、同一銘柄の公社債について、残存期間が長いものよりも短いものの方が価格の下落の幅は小さくなります。

当ファンドは、残存期間が短い好利回りの公社債および短期金融商品等への投資により、金利変動リスクの低減に努めます。

##### 信用リスク

一般に、公社債、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の発行体（国・企業等）の財政難や業績不振等により当該公社債等の信用力（格付）が低下した場合や当該公社債等の利息や元金の支払いが遅延・不能となる等のデフォルト（債務不履行）が生じた場合には、ファンドが組入れている公社債、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の価格が大きく下落し、あるいは無価値になり、ファンドの基準価額が、大きく下落する要因となります。

##### 流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### (2) その他の留意事項

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

#### (3) 投資リスクに対する管理体制

##### フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが日次ベースでポジションリスク管理およびパフォーマンス管理を行い、適宜、直属管理者に報告しています。

また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか否かを日次ベースで担当ファンドマネージャーおよび直属管理者が管理を行っています。

#### ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（コンプライアンス部）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。

具体的には、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しています。

また、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しています。

#### [ 運用管理会議 ]

原則として月1回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）や運用計画の遵守状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

#### [ 運用リスク管理会議 ]

原則として月1回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### （1）【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

申込手数料は、販売会社が個別に定めるものとなっており、本書提出日現在、無手数料となっております。

### （2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

ただし、取得日から一部解約の実行の請求の受付日の翌営業日の前日までの日数が30日に満たない受益権について当該一部解約の実行の請求を受付けた場合には、当該解約口数に応じ1万口につき10円の信託財産留保額を当該一部解約の実行の請求にかかる受益者の負担とし、原則として当該一部解約の実行の請求の受付日の翌営業日に、当該一部解約代金中から徴し、信託財産に対し返戻するものとします。

### （3）【信託報酬等】

信託報酬の額および支弁の方法（約款第39条）

委託者および受託者の信託報酬の総額は、信託元本の額に、年率0.98%以内の率で次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。

1. この信託契約締結の日から平成13年3月11日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、年率0.10%以内の率とします。
2. 平成13年3月12日以降の各週の最初の営業日（委託者の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口あたりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に100分の7を乗じて得た率以内の率とします。ただし、当該率が年率0.35%以下の場合は、信託報酬率は年率0.35%以内の率とし、かつ当該年換算収益分配率を上回らないものとします。

第1項（上記）の信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支弁し、

委託者と受託者との配分は以下のとおりとします。

（信託報酬率の内訳）

（年率）

年換算収益分配率	0.35%以下 の場合	0.35%超 5%以下の場合	5%超 14%以下の場合	14%超 の場合
信託報酬率 (以内)	年換算収益分配率 × 0.25	年換算収益分配率 × 0.25 ただし、上限は0.35%	年換算収益分配率 × 7/100	0.98%
うち委託者	信託報酬率 × 7.3/35	信託報酬率 × 7.3/35 ただし、上限は0.073%	(信託報酬率 - 0.025%) × 7.3/32.5	0.2145%
うち販売会社	信託報酬率 × 25.2/35	信託報酬率 × 25.2/35 ただし、上限は0.252%	(信託報酬率 - 0.025%) × 25.2/32.5	0.7405%
うち受託者	信託報酬率 × 2.5/35	信託報酬率 × 2.5/35 ただし、上限は0.025%	0.025%	

信託報酬の販売会社への配分は、「第1ファンドの状況 1ファンドの性格(3)ファンドの仕組み」に記載されている各業務に対する代行手数料であり、委託者が一旦収受した後、販売会社に対して支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額が含まれています。また、委託者による直接募集に係る部分は販売会社配分相当額を委託者が収受します。

#### （4）【その他の手数料等】

信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、信託財産中から支弁します。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、委託者の負担とします。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

（1）から（4）の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### （5）【課税上の取扱い】

通常の申込にかかる課税上の取扱いは、以下のとおりです。

なお、確定拠出年金制度に基づく申込の場合は、同制度にかかる税制が適用されます。

所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

<個人、法人別の課税の取扱いについて>

個人の受益者に対する課税

収益分配金および償還時の元本超過額については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率に

よる源泉分離課税が行われます。

一定の条件を満たした場合、少額貯蓄非課税制度が適用されます。

（注）平成25年1月から20.315%（所得税15.315%、地方税5%）となる予定です。

法人の受益者に対する課税

収益分配金および償還時の元本超過額については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、税額控除制度が適用されます。

（注）平成25年1月から20.315%（所得税15.315%、地方税5%）となる予定です。

<注意>

法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。

税制が改正された場合等には、上記の内容が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】（平成24年9月28日現在）

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しています。したがって、表示の合計値が個別数値の合計と一致しない場合もあります。

### （1）【投資状況】

資産の種類	地域別 （国名）	評価金額 （円）	投資比率 （%）
国債証券	日本	4,999,016,120	9.52
特殊債券	日本	14,427,539,027	27.49
社債券	日本	501,002,352	0.95
コマーシャル・ペーパー	日本	5,998,408,593	11.43
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		26,563,774,784	50.61
合計（純資産総額）		52,489,740,876	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

### （2）【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### a. 評価額上位30銘柄

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額		評価額		利率 （%）	償還年月日	投資 比率 （%）
				単価 （円）	金額 （円）	単価 （円）	金額 （円）			
日本	国債証券	第304回国庫短期証券	3,000,000,000	99.98	2,999,600,520	99.98	2,999,600,520	-	2012/11/19	5.71
日本	コマーシャル ペーパー	三井住友F&L	2,500,000,000	99.96	2,499,224,350	99.96	2,499,224,350	-	2012/11/26	4.76
日本	コマーシャル ペーパー	三菱UFJリース	2,500,000,000	99.96	2,499,217,777	99.96	2,499,217,777	-	2012/11/26	4.76
日本	国債証券	第293回国庫短期証券	2,000,000,000	99.97	1,999,415,600	99.97	1,999,415,600	-	2013/1/16	3.81
日本	特殊債券	第315回政府保証道路債券	1,446,000,000	100.32	1,450,720,461	100.32	1,450,720,461	0.7	2013/4/25	2.76
日本	特殊債券	第826回政府保証公営企業債券	1,260,000,000	100.31	1,263,937,318	100.31	1,263,937,318	0.7	2013/4/23	2.41
日本	特殊債券	第216回信金中金債（5年）	1,100,000,000	100.18	1,102,003,026	100.18	1,102,003,026	1.3	2012/11/27	2.10
日本	特殊債券	第823回政府保証公営企業債券	1,075,000,000	100.21	1,077,349,729	100.21	1,077,349,729	0.8	2013/1/29	2.05
日本	特殊債券	第824回政府保証公営企業債券	1,000,000,000	100.27	1,002,790,960	100.27	1,002,790,960	0.8	2013/2/27	1.91
日本	特殊債券	第34号商工債（1年）	1,000,000,000	100.00	1,000,092,734	100.00	1,000,092,734	0.16	2013/2/15	1.91
日本	コマーシャル ペーパー	三井不動産	1,000,000,000	99.99	999,966,466	99.99	999,966,466	-	2012/10/10	1.91
日本	特殊債券	第827回政府保証公営企業債券	904,000,000	100.26	906,355,819	100.26	906,355,819	0.6	2013/5/27	1.73

日本	特殊債券	い第692号農林債	700,000,000	100.33	702,360,991	100.33	702,360,991	1.2	2013/1/25	1.34
日本	特殊債券	第8回政府保証国民生活債券	616,000,000	100.31	617,959,456	100.31	617,959,456	0.8	2013/3/19	1.18
日本	特殊債券	第3回政府保証新東京国際空港債券	560,000,000	100.27	561,513,276	100.27	561,513,276	0.6	2013/5/27	1.07
日本	特殊債券	第153回政府保証預金保険機構債券	500,000,000	100.20	501,012,550	100.20	501,012,550	1.1	2012/12/14	0.95
日本	特殊債券	い第694号農林債	400,000,000	100.49	401,969,636	100.49	401,969,636	1.15	2013/3/27	0.77
日本	特殊債券	第6回政府保証日本政策投資銀行債券	400,000,000	100.33	401,324,679	100.33	401,324,679	0.8	2013/3/25	0.76
日本	特殊債券	第820回政府保証公営企業債券	400,000,000	100.07	400,317,936	100.07	400,317,936	1.3	2012/10/24	0.76
日本	特殊債券	第829回政府保証公営企業債券	300,000,000	100.69	302,077,623	100.69	302,077,623	1.1	2013/7/24	0.58
日本	特殊債券	第10回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	100.67	302,011,178	100.67	302,011,178	1.5	2013/3/27	0.58
日本	特殊債券	い第693号農林債	300,000,000	100.43	301,300,504	100.43	301,300,504	1.2	2013/2/27	0.57
日本	特殊債券	第4回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	100.32	300,979,221	100.32	300,979,221	1.1	2013/1/31	0.57
日本	社債券	第41回株式会社三井住友銀行無担保社債	300,000,000	100.06	300,191,312	100.06	300,191,312	1.33	2012/10/19	0.57
日本	特殊債券	第5回政府保証中部国際空港債券	278,000,000	100.33	278,930,930	100.33	278,930,930	0.8	2013/3/28	0.53
日本	特殊債券	第317回政府保証道路債券	220,000,000	100.21	220,478,421	100.21	220,478,421	0.5	2013/6/24	0.42
日本	特殊債券	第131回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	100.07	200,155,548	100.07	200,155,548	0.3	2013/2/28	0.38
日本	特殊債券	第134回政府保証阪神高速道路債券	167,000,000	100.27	167,465,680	100.27	167,465,680	0.5	2013/6/21	0.32
日本	特殊債券	第171回政府保証中小企業債券	161,000,000	100.17	161,274,988	100.17	161,274,988	1.0	2012/12/17	0.31
日本	特殊債券	第176回政府保証中小企業債券	100,000,000	101.35	101,357,128	101.35	101,357,128	1.6	2013/9/17	0.19

(注1) 現先取引は含まれておりません。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b. 全銘柄の種類別投資比率

種類別	投資比率(%)
国債証券	9.52
特殊債券	27.49
社債券	0.95
コマーシャル・ペーパー	11.43
合計	49.39

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### (3) 【運用実績】

##### 【純資産の推移】

年月日	純資産総額 (分配落ち)(円)	純資産総額 (分配付き)(円)	基準価額 (分配落ち)(円)	基準価額 (分配付き)(円)
第4期特定期間末 (平成15年2月28日)	64,560,139,718	64,560,204,278	10,000	10,000
第5期特定期間末 (平成15年8月31日)	67,868,649,149	67,868,852,753	10,000	10,000
第6期特定期間末 (平成16年2月29日)	66,488,832,047	66,489,031,511	10,000	10,000
第7期特定期間末 (平成16年8月31日)	63,480,890,026	63,481,016,987	10,000	10,000
第8期特定期間末 (平成17年2月28日)	60,317,962,810	60,318,023,127	10,000	10,000
第9期特定期間末 (平成17年8月31日)	59,925,570,312	59,925,630,237	10,000	10,000
第10期特定期間末 (平成18年2月28日)	57,682,895,804	57,683,011,169	10,000	10,000

第11期特定期間末 (平成18年8月31日)	56,178,935,653	56,179,160,368	10,000	10,000
第12期特定期間末 (平成19年2月28日)	54,299,901,819	54,300,281,917	10,000	10,000
第13期特定期間末 (平成19年8月31日)	53,269,741,943	53,270,540,988	10,000	10,000
第14期特定期間末 (平成20年2月29日)	53,096,147,971	53,096,944,412	10,000	10,000
第15期特定期間末 (平成20年8月31日)	53,293,504,723	53,294,304,125	10,000	10,000
第16期特定期間末 (平成21年2月28日)	53,063,175,124	53,063,864,945	10,000	10,000
第17期特定期間末 (平成21年8月31日)	53,334,759,763	53,335,293,110	10,000	10,000
第18期特定期間末 (平成22年2月28日)	53,673,793,187	53,674,115,229	10,000	10,000
第19期特定期間末 (平成22年8月31日)	53,500,484,886	53,500,698,887	10,000	10,000
第20期特定期間末 (平成23年2月28日)	54,000,805,743	54,000,967,745	10,000	10,000
第21期特定期間末 (平成23年8月31日)	52,543,029,521	52,543,187,150	10,000	10,000
第22期特定期間末 (平成24年2月29日)	52,518,033,686	52,518,191,240	10,000	10,000
第23期特定期間末 (平成24年8月31日)	52,488,062,630	52,488,167,606	10,000	10,000
平成23年9月末日	52,538,146,511	-	10,000	-
10月末日	52,655,358,421	-	10,000	-
11月末日	52,587,851,638	-	10,000	-
12月末日	52,521,636,622	-	10,000	-
平成24年1月末日	52,515,492,171	-	10,000	-
2月末日	52,518,033,686	-	10,000	-
3月末日	52,534,064,950	-	10,000	-
4月末日	52,613,290,888	-	10,000	-
5月末日	52,606,855,884	-	10,000	-
6月末日	52,550,941,717	-	10,000	-
7月末日	52,490,492,088	-	10,000	-
8月末日	52,488,062,630	-	10,000	-
9月末日	52,489,740,876	-	10,000	-

(注) 基準価額は、1万口当りの純資産額を表示しています。

### 【分配の推移】

	1万口当り分配金(税込み)
第4期特定期間(自平成14年9月1日至平成15年2月28日)	1.93円
第5期特定期間(自平成15年3月1日至平成15年8月31日)	1.86円
第6期特定期間(自平成15年9月1日至平成16年2月29日)	2.02円
第7期特定期間(自平成16年3月1日至平成16年8月31日)	2.13円
第8期特定期間(自平成16年9月1日至平成17年2月28日)	1.99円
第9期特定期間(自平成17年3月1日至平成17年8月31日)	2.06円
第10期特定期間(自平成17年9月1日至平成18年2月28日)	2.05円
第11期特定期間(自平成18年3月1日至平成18年8月31日)	5.28円
第12期特定期間(自平成18年9月1日至平成19年2月28日)	10.54円

第13期特定期間（自平成19年3月1日至平成19年8月31日）	17.15円
第14期特定期間（自平成19年9月1日至平成20年2月29日）	27.76円
第15期特定期間（自平成20年3月1日至平成20年8月31日）	27.91円
第16期特定期間（自平成20年9月1日至平成21年2月28日）	26.99円
第17期特定期間（自平成21年3月1日至平成21年8月31日）	19.32円
第18期特定期間（自平成21年9月1日至平成22年2月28日）	14.17円
第19期特定期間（自平成22年3月1日至平成22年8月31日）	9.23円
第20期特定期間（自平成22年9月1日至平成23年2月28日）	6.36円
第21期特定期間（自平成23年3月1日至平成23年8月31日）	4.87円
第22期特定期間（自平成23年9月1日至平成24年2月29日）	4.34円
第23期特定期間（自平成24年3月1日至平成24年8月31日）	4.51円

## 【収益率の推移】

	収益率
第4期特定期間（自平成14年9月1日至平成15年2月28日）	0.0193%
第5期特定期間（自平成15年3月1日至平成15年8月31日）	0.0186%
第6期特定期間（自平成15年9月1日至平成16年2月29日）	0.0202%
第7期特定期間（自平成16年3月1日至平成16年8月31日）	0.0213%
第8期特定期間（自平成16年9月1日至平成17年2月28日）	0.0199%
第9期特定期間（自平成17年3月1日至平成17年8月31日）	0.0206%
第10期特定期間（自平成17年9月1日至平成18年2月28日）	0.0205%
第11期特定期間（自平成18年3月1日至平成18年8月31日）	0.0528%
第12期特定期間（自平成18年9月1日至平成19年2月28日）	0.1054%
第13期特定期間（自平成19年3月1日至平成19年8月31日）	0.1715%
第14期特定期間（自平成19年9月1日至平成20年2月29日）	0.2776%
第15期特定期間（自平成20年3月1日至平成20年8月31日）	0.2791%
第16期特定期間（自平成20年9月1日至平成21年2月28日）	0.2699%
第17期特定期間（自平成21年3月1日至平成21年8月31日）	0.1932%
第18期特定期間（自平成21年9月1日至平成22年2月28日）	0.1417%
第19期特定期間（自平成22年3月1日至平成22年8月31日）	0.0923%
第20期特定期間（自平成22年9月1日至平成23年2月28日）	0.0636%
第21期特定期間（自平成23年3月1日至平成23年8月31日）	0.0487%
第22期特定期間（自平成23年9月1日至平成24年2月29日）	0.0434%
第23期特定期間（自平成24年3月1日至平成24年8月31日）	0.0451%

## &lt; 参考情報 &gt;

交付目論見書の運用実績（平成24年9月末現在）

2012年9月末現在

## 7日間平均年換算利回り・純資産の推移



・7日間平均年換算利回りは、税引前分配金で算出。

## 主要な資産の状況

《組入上位10銘柄》

	銘柄名	額面総額(円)	評価総額(円)	クーポン(%)	償還日	組入比率(%)	種類
1	第304回国庫短期証券	3,000,000,000	2,999,600,520	-	2012/11/19	5.7	国債
2	三井住友ファイナンス&リース	2,500,000,000	2,499,224,350	-	2012/11/26	4.8	CP
3	三菱UFJリース	2,500,000,000	2,499,217,777	-	2012/11/26	4.8	CP
4	第293回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,415,600	-	2013/ 1/16	3.8	国債
5	第315回政府保証道路債券	1,446,000,000	1,450,720,461	0.70	2013/ 4/25	2.8	特殊債
6	第826回政府保証公営企業債券	1,260,000,000	1,263,937,318	0.70	2013/ 4/23	2.4	特殊債
7	第216回信金中金債(5年)	1,100,000,000	1,102,003,026	1.30	2012/11/27	2.1	特殊債
8	第823回政府保証公営企業債券	1,075,000,000	1,077,349,729	0.80	2013/ 1/29	2.1	特殊債
9	第824回政府保証公営企業債券	1,000,000,000	1,002,790,960	0.80	2013/ 2/27	1.9	特殊債
10	第34号商工債(1年)	1,000,000,000	1,000,092,734	0.16	2013/ 2/15	1.9	特殊債

## 《資産の組入比率》

資産の種類	組入比率(%)
国債	9.5
地方債	-
特殊債	27.5
社債	1.0
CP	11.4
小計	49.4
短期資産等(CP除く)	50.6
合計	100.0

・組入比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

・短期資産等(CP除く)は、現先取引、コール・ローン、CD、未収金、未払金等が含まれます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
--	---------	---------

第4期特定期間 (自平成14年9月1日至平成15年2月28日)	8,298,027,505	2,603,677,314
第5期特定期間 (自平成15年3月1日至平成15年8月31日)	8,304,226,426	4,995,700,350
第6期特定期間 (自平成15年9月1日至平成16年2月29日)	3,705,902,319	5,085,743,898
第7期特定期間 (自平成16年3月1日至平成16年8月31日)	356,477,619	3,364,399,363
第8期特定期間 (自平成16年9月1日至平成17年2月28日)	282,191,528	3,445,129,822
第9期特定期間 (自平成17年3月1日至平成17年8月31日)	1,553,358,259	1,945,778,603
第10期特定期間 (自平成17年9月1日至平成18年2月28日)	698,214,115	2,940,854,735
第11期特定期間 (自平成18年3月1日至平成18年8月31日)	713,253,453	2,217,249,605
第12期特定期間 (自平成18年9月1日至平成19年2月28日)	504,693,984	2,383,728,063
第13期特定期間 (自平成19年3月1日至平成19年8月31日)	705,065,393	1,735,187,780
第14期特定期間 (自平成19年9月1日至平成20年2月29日)	937,739,008	1,111,368,175
第15期特定期間 (自平成20年3月1日至平成20年8月31日)	1,435,960,398	1,238,569,593
第16期特定期間 (自平成20年9月1日至平成21年2月28日)	401,157,110	631,489,815
第17期特定期間 (自平成21年3月1日至平成21年8月31日)	979,023,996	707,428,077
第18期特定期間 (自平成21年9月1日至平成22年2月28日)	619,422,952	280,419,108
第19期特定期間 (自平成22年3月1日至平成22年8月31日)	587,000,245	760,314,087
第20期特定期間 (自平成22年9月1日至平成23年2月28日)	1,770,734,506	1,270,411,039
第21期特定期間 (自平成23年3月1日至平成23年8月31日)	368,206,821	1,825,966,521
第22期特定期間 (自平成23年9月1日至平成24年2月29日)	171,079,532	196,063,996
第23期特定期間 (自平成24年3月1日至平成24年8月31日)	198,498,058	228,495,061

(注) 本邦以外において設定及び解約の実績はありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

#### (1) 申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。  
継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより、更新されます。

#### (2) 取得申込

##### < 通常の申込 > の場合

当ファンドの取得申込者は、販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法で申し込みを行います。

取得申込者は、販売会社との間で、「JAのMMF(マネー・マネージメント・ファンド)累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約(「累積投資契約」)を締結します。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

< 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

確定拠出年金制度に係る手続きが必要になります。

( 3 ) 申込単位

< 通常の申込 > の場合

1万円以上1円単位とします。

なお、収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

< 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

1円以上1円単位とします。

( 4 ) 申込手数料

申込手数料はかかりません。

申込手数料は、販売会社が個別に定めるものとなっており、本書提出日現在、無手数料となっております。

( 5 ) 申込価額

< 通常の申込 > の場合

取得日の前日の基準価額とします。

取得日は取得申込と取得申込金の受領時刻により異なります。

販売会社が取得申込受付日の午前11時以前に取得申込金を受領した場合は、当該取得申込受付日が取得日となります。ただし、取得日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っている場合には、販売会社は、取得申込には応じないものとします。

販売会社が取得申込受付日の午前11時を過ぎて取得申込金を受領した場合は、当該取得申込受付日の翌営業日が取得日となります。ただし、取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っている場合には、取得申込受付日の翌営業日以降、最初に、取得申込に係る基準価額（営業日である取得申込受付日の前日の基準価額）が1口当たり1円となった日の翌営業日が取得日となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

< 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

取得日の前日の基準価額とします。

当該取得申込受付日の翌営業日が取得日となります。

「取得申込金を受領した場合」とは、申し込みの販売会社の取引店内で入金を確認され、かつ、入金に基づき、当該販売会社の所定の事務手続きが完了したものに限り、

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

## 2【換金（解約）手続等】

### （1）一部解約申込（当ファンドは、原則として買取請求による換金制度はありません。）

#### <通常の申込>の場合

受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託者は、金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

#### <確定拠出年金制度に基づく申込>の場合

確定拠出年金制度に係る手続きに従います。

### （2）解約価額

一部解約の価額（解約価額）は、一部解約の実行の請求の受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。

取得日から一部解約の実行の請求の受付日の翌営業日の前日までの日数が30日に満たない受益権について当該一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、当該解約口数に応じ1万口につき10円の信託財産留保額を当該一部解約の実行の請求にかかる受益者の負担とし、原則として当該一部解約の実行の請求の受付日の翌営業日に、当該一部解約代金中から徴し、信託財産に対し返戻するものとします。この場合において、収益分配金の再投資にかかる受益権については、当該収益分配金を生じる基礎となった受益権の分割された日に分割されたものとみなします。

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

### （3）解約代金の支払い

解約代金（当該解約の実行の請求にかかる受益権に帰属する収益分配金を含みます。）は、原則として、当該一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日から、販売会社の営業所等において受益者に

支払います。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### a. 基準価額の計算方法（追加信託金および基準価額の計算方法（約款第8条））

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

##### b. 主要な投資対象資産の評価方法

当ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって、以下のとおり評価しております。

###### <債券の評価方法>

###### 1. 組入れ債券等の評価

組入債券の評価は、原則として時価により評価するものとし、時価は組入債券の銘柄毎に次に掲げる価額のいずれかから採用した価額とします。

日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいう。）又は銀行等が提示する価額（売気配相場を除く。）

価格情報会社の提供する価額

###### 2. 償却原価法による評価

(1) 次に掲げる債券は、償却原価法により評価することができるものとします。

残存期間が1年以内の次に掲げる債券

イ 国債等

ロ 信用格付業者等からA - 2又はP - 2相当以上の短期信用格付若しくはA 3又はA - 相当以上の長期信用格付を取得している債券

ハ 委託者が発行者の財務内容等を基に上記ロに規定するものと同等の信用力を有すると認められたもの

満期保有目的債券

(2) 上記(1)に規定する償却原価法は、当該債券の買付約定成立の日又は償還日の前年応答日（応答日が休日に当たる場合は休日明け営業日）の前日の帳簿価額を取得価額として、同日から償還日の前日まで当該帳簿価額と償還価額（割引債は税込みの価額（額面価額に源泉税額を加えた価額）とする。）の差額を当該期間で日割り計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した価額により評価する方法とします。

##### c. 基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

#### (2)【保管】

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発

行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間（約款第4条）

この信託の期間は、無期限（信託契約締結の日から約款第47条第7項、約款第48条第1項、約款第49条第1項、約款第50条第1項および約款第52条第2項の規定による信託終了の日まで）とします。

(4) 【計算期間】

信託の計算期間（約款第36条）

この信託の計算期間は、信託期間中の各1日とします。

(5) 【その他】

a. 信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

(イ) 信託の一部解約（約款第47条第7項から第12項）

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が20億口を下ることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は、一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記から上記までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ) 信託契約の解約（約款第48条）

委託者は、約款第4条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は、一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、す

すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記 から上記 までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(八) 信託契約に関する監督官庁の命令（約款第49条第1項）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(二) 委託者の登録取消等に伴う取り扱い（約款第50条）

委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記 の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第53条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(ホ) 受託者の辞任および解任に伴う取り扱い（約款第52条）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第53条の規定に従い、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

(イ) 信託契約に関する監督官庁の命令（約款第49条第2項）

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第53条の規定に従います。

(ロ) 信託約款の変更（約款第53条）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記 の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記 の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は、一月を下らないものとします。

上記 の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記 の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c. その他の契約の変更

< 募集・販売の取扱い等に関する契約 >

委託者と販売会社（取次登録金融機関は除きます。）との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対して通知を

行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

d．運用報告書等

<運用報告書>

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条の規定に基づき6ヵ月毎（毎年2月、8月）および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

<有価証券報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書を作成し、関東財務局に提出します。

<臨時報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

e．公告（約款第55条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第51条）

委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g．信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第56条）

この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

h．信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 4【受益者の権利等】

受益者は、「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載に従い、以下の権利を有するものとします。

(イ) 収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益権に帰属する収益分配金（委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金を除きます。）が、当月の最終営業日に販売会社（委託者は除きます。）に交付されます。

販売会社（委託者は除きます。）は、「累積投資契約」に基づき、各受益者ごとに上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得の申込により増加した受益権は、約款第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。なお、この場合における1口あたりの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。

委託者は、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益権に帰属する収益分配金のうち、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得の申込により増加

した受益権は、約款第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。なお、この場合における1口当りの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。

上記 および上記 の規定にかかわらず、販売会社は、当月の最終営業日の前日の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額を下回ったときは、当該取得の申込を、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込とみなします。

信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、上記 、上記 および上記 の規定にかかわらず、そのつど（原則として解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日から販売会社の営業所等において）受益者に支払うものとします。

償還にかかる受益権に帰属する収益分配金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）までに販売会社の営業所等において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

受託者は、上記 および上記 に規定する収益分配金については、原則として毎月最終営業日に、上記 に規定する収益分配金については、販売会社が受益者に支払いを行う日に、上記 に規定する収益分配金については支払開始日前に、委託者の指定する預金口座等に払い込みます。受託者は、委託者の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じないものとします。（収益分配金、一部解約金および償還金の払い込みと支払いに関する受託者の免責（約款第45条））

#### （ロ）償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）までに販売会社の営業所等において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

受託者は、償還金については、支払開始日前に、委託者の指定する預金口座等に払い込みます。受託者は、委託者の指定する預金口座等に償還金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じないものとします。（収益分配金、一部解約金および償還金の払い込みと支払いに関する受託者の免責（約款第45条））

#### （ハ）買戻し（一部解約）請求権

受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に一部解約の実行を請求することができます。（注）

（注）金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日から、販売会社の営業所等において受益者に支払うものとします。

受託者は、一部解約金については販売会社が受益者に支払いを行う日に委託者の指定する預金口座等に払い込みます。受託者は、委託者の指定する預金口座等に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じないものとします。(収益分配金、一部解約金および償還金の払い込みと支払いに関する受託者の免責(約款第45条))

(二) 反対者の買取請求権(約款第54条)

約款第47条もしくは約款第48条に規定する信託契約の解約または約款第53条に規定する信託約款の変更を行う場合において、約款第47条第9項、約款第48条第3項または約款第53条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、受益者は、当該請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

上記の請求の取り扱いは、委託者と受託者の協議により定めた手続きにより行うものとします。

(ホ) 投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権(投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項)

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月（特定期間）毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（平成24年3月1日から平成24年8月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けております。

## 1【財務諸表】

JAのMMF（マネー・マネージメント・ファンド）

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成24年2月29日現在)	当期 (平成24年8月31日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	660,304	248,998
コール・ローン	2,611,165,184	2,514,598,641
国債証券	20,002,776,854	4,998,646,800
特殊債券	5,642,235,983	15,034,362,350
社債券	201,068,825	601,466,063
コマーシャル・ペーパー	16,997,821,917	8,998,191,623
現先取引勘定	6,999,440,000	20,198,182,000
未収利息	22,814,068	37,160,666
前払費用	12,630,334	3,877,255
流動資産合計	52,490,613,469	52,386,734,396
固定資産		
投資その他の資産		
特殊債券	2,933,238,339	101,464,760
投資その他の資産合計	2,933,238,339	101,464,760
固定資産合計	2,933,238,339	101,464,760
資産合計	55,423,851,808	52,488,199,156
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	2,905,629,000	-
未払収益分配金	157,554	104,976
未払受託者報酬	2,296	2,295
未払委託者報酬	29,272	29,255
流動負債合計	2,905,818,122	136,526
負債合計	2,905,818,122	136,526
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	52,518,024,106	52,488,027,103
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	9,580	35,527
元本等合計	52,518,033,686	52,488,062,630
純資産合計	52,518,033,686	52,488,062,630
負債純資産合計	55,423,851,808	52,488,199,156

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期	当期
	自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 2月29日	自 平成24年 3月 1日 至 平成24年 8月31日
営業収益		
受取利息	55,052,211	83,658,727
有価証券売買等損益	26,588,641	54,055,568
その他収益	5	-
営業収益合計	28,463,575	29,603,159
営業費用		
受託者報酬	411,780	428,690
委託者報酬	5,254,151	5,450,988
営業費用合計	5,665,931	5,879,678
営業利益	22,797,644	23,723,481
経常利益	22,797,644	23,723,481
当期純利益	22,797,644	23,723,481
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	-
期首剰余金又は期首欠損金( )	20,951	9,580
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	22,809,015	23,697,534
期末剰余金又は期末欠損金( )	9,580	35,527

## （３）【注記表】

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、特殊債券、社債券及びコマーシャル・ペーパー個別法に基づき、原則として時価で評価しています。時価は以下のいずれかから入手した価額によっております。日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値)金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。）</p> <p>価額提供会社の提供する価額</p> <p>なお、満期保有目的の債券については、償却原価法(定額法)で評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益の計上基準</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

区分	前期 (平成24年2月29日現在)	当期 (平成24年8月31日現在)
1. 特定期間末日における受益権の総数	52,518,024,106口	52,488,027,103口
2. 特定期間末日における一単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.0000円 (10,000円)	1.0000円 (10,000円)

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 (自平成23年9月1日 至平成24年2月29日)	当期 (自平成24年3月1日 至平成24年8月31日)
<p>分配金の計算過程</p> <p>日々決算を行い、原則として信託財産から生ずる利益の全額を収益分配金に充当しております。</p> <p>なお、当期に係る分配対象収益の額は22,818,595円、分配金額の合計額は、22,809,015円であります。</p>	<p>分配金の計算過程</p> <p>日々決算を行い、原則として信託財産から生ずる利益の全額を収益分配金に充当しております。</p> <p>なお、当期に係る分配対象収益の額は23,733,061円、分配金額の合計額は、23,697,534円であります。</p>

## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

前期 (自平成23年9月1日 至平成24年2月29日)	当期 (自平成24年3月1日 至平成24年8月31日)
-----------------------------------	-----------------------------------

<p>(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的又は満期保有目的で保有しており、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 1. 運用資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されています。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 同 左</p> <p>(2) 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同 左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同 左</p>
---	--

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

<p>前期 (平成24年2月29日現在)</p>	<p>当期 (平成24年8月31日現在)</p>
<p>(1) 貸借対照表計上額、時価及び差額 当ファンドは、満期保有目的の債券を保有しており、当該有価証券において貸借対照表計上額と時価との差額がございます。貸借対照表の科目ごとの時価との差額は、「(3) 注記表(その他の注記) 3. 満期保有目的の債券で時価のあるもの」に記載しております。なお、その他の金融商品は全て時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>(1) 貸借対照表計上額、時価及び差額 同 左</p>

<p>(2) 時価の算定方法 国債証券、特殊債券、社債券及びコマーシャル・ペーパー 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。</p> <p>(3) 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>(4) 満期保有目的の債券の特定期間末後における償還予定額 以下に記載しております。</p>	<p>(2)時価の算定方法 国債証券、特殊債券、社債券及びコマーシャル・ペーパー 同左 コール・ローン等の金銭債権 同左</p> <p>(3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>(4)満期保有目的の債券の特定期間末後における償還予定額 同左</p>
--	--

## 満期保有目的の債券の特定期間末後における償還予定額

区分	前期 (平成24年2月29日現在)			当期 (平成24年8月31日現在)		
	1年以内 (円)	1年超5年以内 (円)	5年超 (円)	1年以内(円)	1年超5年以内 (円)	5年超(円)
特殊債券	1,437,033,203	2,933,238,339		3,686,977,917	101,464,760	
合計	1,437,033,203	2,933,238,339		3,686,977,917	101,464,760	

## (関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自平成23年9月1日 至平成24年2月29日)	当期 (自平成24年3月1日 至平成24年8月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 1. 元本の移動

前期 (自平成23年9月1日 至平成24年2月29日)	当期 (自平成24年3月1日 至平成24年8月31日)
期首元本額 52,543,008,570円 期中追加設定元本額 171,079,532円 期中一部解約元本額 196,063,996円	期首元本額 52,518,024,106円 期中追加設定元本額 198,498,058円 期中一部解約元本額 228,495,061円

## 2. 売買目的有価証券

区分	前期 (平成24年2月29日現在)	当期 (平成24年8月31日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	38,121	13,190
特殊債券	104,872	237,098
社債券	7,145	17,517
コマーシャル・ペーパー		
合計	150,138	241,425

## 3. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

区分	前期 (平成24年2月29日現在)			当期 (平成24年8月31日現在)		
	貸借対照表計上額(円)	時価(円)	差額(円)	貸借対照表計上額(円)	時価(円)	差額(円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの 特殊債券	4,370,271,542	4,372,868,600	2,597,058	3,387,826,575	3,389,376,100	1,549,525
小計	4,370,271,542	4,372,868,600	2,597,058	3,387,826,575	3,389,376,100	1,549,525
時価が貸借対照表計上額を超えないもの 特殊債券				400,616,102	400,590,000	26,102
小計				400,616,102	400,590,000	26,102
合計				3,788,442,677	3,789,966,100	1,523,423

## 4. デリバティブ取引関係

前期 (平成24年2月29日現在)	当期 (平成24年8月31日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## 株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

別紙参照。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 有価証券明細表（株式以外の有価証券）

区分	種別	銘柄名	券面総額（円）	評価金額（円）	備考
流動	国債証券	第293回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,265,520	
流動	国債証券	第304回国庫短期証券	3,000,000,000	2,999,381,280	
小計			5,000,000,000	4,998,646,800	
流動	特殊債券	い第688号商工債	500,000,000	500,418,096	
流動	特殊債券	い第688号農林債	100,000,000	100,083,510	
流動	特殊債券	い第691号商工債	100,000,000	100,395,000	
流動	特殊債券	い第692号農林債	700,000,000	702,921,187	
流動	特殊債券	い第693号農林債	300,000,000	301,541,640	
流動	特殊債券	い第694号農林債	400,000,000	402,277,720	
流動	特殊債券	第10回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	302,325,730	
流動	特殊債券	第131回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	200,184,136	
流動	特殊債券	第134回政府保証阪神高速道路債券	167,000,000	167,514,848	
流動	特殊債券	第147回政府保証預金保険機構債券	100,000,000	100,090,558	
流動	特殊債券	第150回政府保証預金保険機構債券	100,000,000	100,191,020	
流動	特殊債券	第153回政府保証預金保険機構債券	500,000,000	501,385,566	
流動	特殊債券	第171回政府保証中小企業債券	161,000,000	161,372,204	
流動	特殊債券	第173回政府保証中小企業債券	100,000,000	100,324,778	
流動	特殊債券	第214回信金中金債（5年）	100,000,000	100,082,949	
流動	特殊債券	第215回信金中金債（5年）	100,000,000	100,197,785	
流動	特殊債券	第216回信金中金債（5年）	1,100,000,000	1,102,953,402	
流動	特殊債券	第315回政府保証道路債券	1,338,000,000	1,342,996,176	
流動	特殊債券	第315回政府保証道路債券	108,000,000	108,359,577	
流動	特殊債券	第317回政府保証道路債券	220,000,000	220,528,289	
流動	特殊債券	第34号商工債（1年）	1,000,000,000	1,000,111,382	
流動	特殊債券	第3回政府保証新東京国際空港債券	560,000,000	561,689,732	
流動	特殊債券	第4回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	301,200,281	
流動	特殊債券	第5回政府保証中部国際空港債券	278,000,000	279,075,690	
流動	特殊債券	第6回政府保証日本政策投資銀行債券	400,000,000	401,534,203	
流動	特殊債券	第820回政府保証公営企業債券	200,000,000	200,338,760	
流動	特殊債券	第820回政府保証公営企業債券	200,000,000	200,334,524	
流動	特殊債券	第823回政府保証公営企業債券	875,000,000	877,408,409	
流動	特殊債券	第823回政府保証公営企業債券	200,000,000	200,480,376	
流動	特殊債券	第824回政府保証公営企業債券	900,000,000	903,014,760	
流動	特殊債券	第824回政府保証公営企業債券	100,000,000	100,293,640	
流動	特殊債券	第825回政府保証公営企業債券	100,000,000	100,378,758	
流動	特殊債券	第826回政府保証公営企業債券	738,000,000	740,764,221	
流動	特殊債券	第826回政府保証公営企業債券	522,000,000	523,707,953	
流動	特殊債券	第827回政府保証公営企業債券	904,000,000	906,630,471	
流動	特殊債券	第829回政府保証公営企業債券	300,000,000	302,272,755	
流動	特殊債券	第830回政府保証公営企業債券	100,000,000	100,702,040	
流動	特殊債券	第8回政府保証国民生活債券	616,000,000	618,280,224	
小計			14,987,000,000	15,034,362,350	
流動	社債券	第11回株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債	100,000,000	100,377,304	
流動	社債券	第41回株式会社三井住友銀行無担保社債	300,000,000	300,459,048	
流動	社債券	第46回日本電信電話株式会社電信電話債券	100,000,000	100,057,095	
流動	社債券	第57回日本電信電話株式会社電信電話債券	100,000,000	100,572,616	
小計			600,000,000	601,466,063	
流動	コマーシャル・ペーパー	アサヒグループホールディングス	1,000,000,000	999,966,466	
流動	コマーシャル・ペーパー	トヨタファイナンス	1,000,000,000	999,958,084	

流動	コマーシャル・ペーパー	日本政策投資銀行	1,000,000,000	999,918,965	
流動	コマーシャル・ペーパー	三井住友ファイナンス&リース	2,500,000,000	2,499,224,350	
流動	コマーシャル・ペーパー	三井不動産	1,000,000,000	999,905,981	
流動	コマーシャル・ペーパー	三菱UFJリース	2,500,000,000	2,499,217,777	
小計			9,000,000,000	8,998,191,623	
固定	特殊債券	第176回政府保証中小企業債券	100,000,000	101,464,760	
小計			100,000,000	101,464,760	
合計			29,687,000,000	29,734,131,596	

(注) 上記「備考」の は、満期保有目的の債券であり、その明細は以下のとおりであります。

### 満期保有目的の債券明細表

区分	種別	銘柄名	クーポン(%)	最終償還日	券面総額(円)	評価金額(円)
流動	特殊債券	第147回政府保証預金保険機構債券	1	2012/10/11	100,000,000	100,090,558
流動	特殊債券	第150回政府保証預金保険機構債券	1.1	2012/11/15	100,000,000	100,191,020
流動	特殊債券	第171回政府保証中小企業債券	1	2012/12/17	161,000,000	161,372,204
流動	特殊債券	第173回政府保証中小企業債券	0.8	2013/3/25	100,000,000	100,324,778
流動	特殊債券	第315回政府保証道路債券	0.7	2013/4/25	108,000,000	108,359,577
流動	特殊債券	第317回政府保証道路債券	0.5	2013/6/24	220,000,000	220,528,289
流動	特殊債券	第3回政府保証新東京国際空港債券	0.6	2013/5/27	560,000,000	561,689,732
流動	特殊債券	第820回政府保証公営企業債券	1.3	2012/10/24	200,000,000	200,334,524
流動	特殊債券	第823回政府保証公営企業債券	0.8	2013/1/29	200,000,000	200,480,376
流動	特殊債券	第824回政府保証公営企業債券	0.8	2013/2/27	100,000,000	100,293,640
流動	特殊債券	第826回政府保証公営企業債券	0.7	2013/4/23	522,000,000	523,707,953
流動	特殊債券	第827回政府保証公営企業債券	0.6	2013/5/27	904,000,000	906,630,471
流動	特殊債券	第829回政府保証公営企業債券	1.1	2013/7/24	300,000,000	302,272,755
流動	特殊債券	第830回政府保証公営企業債券	0.9	2013/8/22	100,000,000	100,702,040
小計			-	-	3,675,000,000	3,686,977,917
固定	特殊債券	第176回政府保証中小企業債券	1.6	2013/9/17	100,000,000	101,464,760
小計			-	-	100,000,000	101,464,760
合計			-	-	3,775,000,000	3,788,442,677

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】(平成24年9月28日現在)

資産総額	52,489,879,127円
負債総額	138,251円
純資産総額( - )	52,489,740,876円
発行済数量	52,489,698,868口
1万口当り純資産額( / ×10,000)	10,000円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （1）受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### （2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

### （3）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### （4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

### （5）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

### （6）質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（平成24年9月28日現在）

34億2千万円

発行する株式の総数：116,400株（普通株式101,400株、A種種類株式15,000株）

発行済株式総数：53,400株（普通株式38,400株、A種種類株式15,000株）

最近5年間における資本金の額の増減

・平成24年7月26日 A種種類株式15,000株を発行し15億円増資（資本金34億2千万円）

（注）A種種類株式は議決権を有しません。

##### (2) 委託会社等の機構

###### a. 委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

###### b. 運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

運用に関する会議等

###### 1. 投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

###### 2. 資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

###### 3. 銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

###### 4. 個別ファンド運用会議

運用担当役員が、特に必要と認めたファンドの運用方針を、個別に審議し決定します。

###### 5. 運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。

###### 6. 運用管理会議

原則として月1回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況の検証および運用計画と実績の検証を行います。

運用の流れ

###### 1. 運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

2．運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

3．運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議や運用管理会議による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

平成24年9月28日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種別（基本的性格）	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	68本	1,155,507百万円
追加型公社債投資信託	2本	81,904百万円
合計	70本	1,237,412百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。
- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

## 1. 財務諸表

## (1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	1		3,568,282		2,596,904
分別金信託			10,000		10,000
前払費用			75,967		61,695
未収委託者報酬			338,807		322,823
未収運用受託報酬			155,876		167,413
未収収益			6,630		6,566
未収還付法人税等			34,369		-
繰延税金資産			51,206		61,478
その他			176		1,886
流動資産計			4,241,316		3,228,767
固定資産					
有形固定資産					
建物	2	145,087		134,748	
器具備品	2	71,692		40,591	
無形固定資産					
電話加入権等		7,182		7,143	
投資その他の資産					
投資有価証券		602,105		674,423	
関係会社社債		2,750,000		3,750,000	
長期差入保証金		297,857		85,364	
長期前払費用		808		279	
会員権		15,824		12,674	
繰延税金資産		86,937		53,517	
その他		25,918		25,918	
固定資産計			4,003,415		4,784,663
資産合計			8,244,731		8,013,430

		前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
<b>(負債の部)</b>					
<b>流動負債</b>					
預り金			264,416		201,473
未払金			359,646		134,061
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料		92,913		126,970	
その他未払金		263,586		3,944	
未払費用			53,486		57,555
未払法人税等			5,728		5,517
未払消費税等			-		12,093
賞与引当金			109,208		120,965
流動負債計			792,486		531,664
<b>固定負債</b>					
退職給付引当金			98,409		115,624
役員退任慰労引当金			17,200		32,300
固定負債計			115,609		147,924
<b>負債合計</b>			908,096		679,589
<b>(純資産の部)</b>					
<b>株主資本</b>					
資本金			1,920,000		1,920,000
利益剰余金					
利益準備金		74,040		74,040	
その他利益剰余金		5,416,907		5,393,996	
別途積立金		5,305,000		5,305,000	
繰越利益剰余金		111,907		88,996	
利益剰余金計			5,490,947		5,468,036
株主資本計			7,410,947		7,388,036
<b>評価・換算差額等</b>					
その他有価証券評価差額金			74,312		54,195
評価・換算差額等計			74,312		54,195
<b>純資産合計</b>			7,336,635		7,333,841
<b>負債純資産合計</b>			8,244,731		8,013,430

## ( 2 ) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬			2,202,932		1,927,311
運用受託報酬			607,980		674,281
営業収益計			2,810,912		2,601,593
営業費用					
支払手数料			370,261		339,942
広告宣伝費			270		270
調査費			278,391		294,789
調査費		273,203		288,571	
委託調査費		3,000		3,751	
図書費		2,188		2,466	
委託計算費			120,691		117,915
業務委託料			140,556		135,464
営業雑経費			57,513		56,963
通信費		20,464		20,911	
印刷費		27,822		26,056	
協会費		5,934		6,039	
諸会費		1,229		1,261	
その他営業雑経費		2,061		2,695	
営業費用計			967,684		945,345
一般管理費					
給料			982,140		1,028,204
役員報酬	1	81,115		83,255	
給料・手当		670,320		668,005	
賞与		107,396		140,878	
賞与引当金繰入額		109,208		120,965	
役員退任慰労引当金繰入額		14,100		15,100	
福利厚生費			122,195		128,376
交際費			8,686		11,221
旅費交通費			11,895		21,328
租税公課			15,949		14,641
不動産賃借料			327,471		161,463
賃借料			226		19
退職給付費用			18,047		19,215
固定資産減価償却費			17,780		45,706
業務委託費			189,920		157,423
諸経費			96,371		71,067
一般管理費計			1,790,686		1,658,668
営業利益又は営業損失( )			52,542		2,420



区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
営業外収益					
受取配当金			1,001		6,335
有価証券利息	2		23,030		28,926
受取利息	2		1,930		708
還付加算金			99		827
その他			41		603
営業外収益計			26,103		37,401
営業外費用					
支払利息	2		3,127		24,857
その他			654		512
営業外費用計			3,782		25,369
經常利益			74,864		9,611
特別損失					
固定資産除却損	3		2,619		2,276
会員権売却損			-		852
会員権評価損			-		2,489
減損損失	4		94,795		-
資産除去債務会計基準の 適用に伴う影響額			60,000		-
特別損失計			157,415		5,618
税引前当期純利益又は税引 前当期純損失( )			82,551		3,992
法人税、住民税及び事業税			3,484		4,769
法人税等調整額			33,135		22,134
法人税等合計			29,650		26,904
当期純損失( )			52,900		22,911

## ( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

( 単位：千円 )

	前事業年度 ( 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日 )	当事業年度 ( 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日 )
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,920,000	1,920,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,920,000	1,920,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	72,120	74,040
当期変動額		
剰余金の配当	1,920	-
当期変動額合計	1,920	-
当期末残高	74,040	74,040
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	5,305,000	5,305,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	5,305,000	5,305,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	185,928	111,907
当期変動額		
剰余金の配当	21,120	-
当期純損失 ( )	52,900	22,911
当期変動額合計	74,020	22,911
当期末残高	111,907	88,996
利益剰余金合計		
当期首残高	5,563,048	5,490,947
当期変動額		
剰余金の配当	19,200	-
当期純損失 ( )	52,900	22,911
当期変動額合計	72,100	22,911
当期末残高	5,490,947	5,468,036
株主資本合計		
当期首残高	7,483,048	7,410,947
当期変動額		
剰余金の配当	19,200	-
当期純損失 ( )	52,900	22,911
当期変動額合計	72,100	22,911
当期末残高	7,410,947	7,388,036

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	52,250	74,312
当期変動額		
株主資本以外の項目の当		
期変動額(純額)	22,061	20,117
当期変動額合計	22,061	20,117
当期末残高	74,312	54,195
評価・換算差額等合計		
当期首残高	52,250	74,312
当期変動額		
株主資本以外の項目の当		
期変動額(純額)	22,061	20,117
当期変動額合計	22,061	20,117
当期末残高	74,312	54,195
純資産合計		
当期首残高	7,430,797	7,336,635
当期変動額		
剰余金の配当	19,200	-
当期純損失( )	52,900	22,911
株主資本以外の項目の当期		
変動額(純額)	22,061	20,117
当期変動額合計	94,162	2,794
当期末残高	7,336,635	7,333,841

## 重要な会計方針

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

## (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備は除く。）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～50年

器具備品 4～15年

## (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

## (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

## (3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## 注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 預金 3,544,397千円	1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 預金 2,585,957千円

2 有形固定資産の減価償却累計額		2 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	1,365千円	建物	17,749千円
器具備品	68,581千円	器具備品	91,670千円
合計	69,947千円	合計	109,420千円

## ( 損益計算書関係 )

前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)						
<p>1 役員報酬の範囲額</p> <p>取締役 年額 120,000千円以内 監査役 年額 30,000千円以内</p> <p>2 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>有価証券利息 23,030千円 支払利息 3,127千円</p> <p>3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 2,619 千円</p> <p>合計 2,619 千円</p> <p>4 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社 (東京都千代田区)</td> <td>廃棄予定資産</td> <td>建物及び器具備品</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、稼働資産については、各業務の相互補完性を勘案し、全体を1つのキャッシュフロー生成単位としております。また、廃棄予定資産や遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。</p> <p>当社は平成23年3月に本社を移転しておりますが、当該移転計画決定に伴い、廃棄予定資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（94,795千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物93,228千円、器具備品1,567千円であります。</p> <p>なお、回収可能価額は、当該資産は他への転用や売却が困難であることから、零としております。</p>	場所	用途	種類	本社 (東京都千代田区)	廃棄予定資産	建物及び器具備品	<p>1 役員報酬の範囲額</p> <p>同 左</p> <p>2 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>有価証券利息 28,926千円 支払利息 24,857千円</p> <p>3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 2,276千円</p> <p>合計 2,276千円</p> <p>4 —</p>
場所	用途	種類					
本社 (東京都千代田区)	廃棄予定資産	建物及び器具備品					

## ( 株主資本等変動計算書関係 )

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400			38,400
合 計	38,400			38,400

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	19,200		平成20年3月31日	平成22年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400			38,400
合 計	38,400			38,400

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
該当事項はありません。	同 左

(金融商品関係)

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、主に安全性の高い金融商品により行っております。証券投資信託の取得については社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する証券投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は証券投資信託で、市場リスクに晒されております。

なお、関係会社社債は利付債で、資金運用を目的に、年度方針を策定のうえ定期的に取得しているものであり、満期保有を目的にしております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

投資有価証券及び関係会社社債については、定期的に時価や発行体の格付等を把握し、経営会議へ報告、または関係部長へ報告を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)をご参照ください。)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	3,568,282	3,568,282	-
(2)投資有価証券	602,105	602,105	-
(3)関係会社社債	2,750,000	2,779,550	29,550
合計	6,920,387	6,949,937	29,550

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### (1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2)投資有価証券

証券投資信託の時価は、当期の決算日における基準価額によっております。

#### (3)関係会社社債

利付債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

(注3) 満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	3,568,132	-	-	-
投資有価証券	-	47,699	9,727	-
関係会社社債	-	2,750,000	-	-
合計	3,568,132	2,797,699	9,727	-

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、主に安全性の高い金融商品により行っております。証券投資信託の取得については社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する証券投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は証券投資信託で、市場リスクに晒されております。

なお、関係会社社債は利付債で、資金運用を目的に、年度方針を策定のうえ定期的に取得しているものであり、満期保有を目的にしております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

投資有価証券及び関係会社社債については、定期的に時価や発行体の格付等を把握し、経営会議へ報告、または関係部長へ報告を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	2,596,904	2,596,904	-
(2)投資有価証券	674,423	674,423	-
(3)関係会社社債	3,750,000	3,794,675	44,675
合計	7,021,328	7,066,003	44,675

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)投資有価証券

証券投資信託の時価は、当期の決算日における基準価額によっております。

(3)関係会社社債

利付債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

(注3) 満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,596,738	-	-	-
投資有価証券	-	90,146	9,736	-
関係会社社債	-	3,750,000	-	-
合計	2,596,738	3,840,146	9,736	-

(有価証券関係)

前事業年度（平成23年3月31日）

## 1. 満期保有目的の債券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	利付債	2,250,000	2,282,900	32,900
	小計	2,250,000	2,282,900	32,900
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	利付債	500,000	496,650	3,350
	小計	500,000	496,650	3,350
合計		2,750,000	2,779,550	29,550

## 2. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
--	----	----------	------	----

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	証券投資信託	110,590	90,088	20,502
	小計	110,590	90,088	20,502
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	証券投資信託	491,515	579,529	88,014
	小計	491,515	579,529	88,014
合計		602,105	669,617	67,512

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるかと判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

### 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日） 該当事項はありません。

当事業年度（平成24年3月31日）

#### 1. 満期保有目的の債券（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	利付債	3,750,000	3,794,675	44,675
	小計	3,750,000	3,794,675	44,675
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	利付債	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		3,750,000	3,794,675	44,675

#### 2. その他有価証券（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	証券投資信託	180,633	156,419	24,214
	小計	180,633	156,419	24,214
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	証券投資信託	493,790	564,387	70,596
	小計	493,790	564,387	70,596
合計		674,423	720,806	46,382

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるかと判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

### 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日） 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（平成23年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（平成24年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

2．退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(1)退職給付債務	98,409	115,624
(2)年金資産		
(3)未積立退職給付債務(1) + (2)	98,409	115,624
(4)会計基準変更時差異の未処理額		
(5)未認識数理計算上の差異		
(6)未認識過去勤務債務(債務の減額)		
(7)貸借対照表計上額純額(3) + (4) + (5) + (6)	98,409	115,624
(8)前払年金費用		
(9)退職給付引当金(7) - (8)	98,409	115,624

3．退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
退職給付費用	18,047	19,215
(1)勤務費用	18,047	19,215
(2)利息費用		
(3)期待運用収益(減算)		
(4)会計処理基準変更時差異の費用処理額		
(5)数理計算上の差異の費用処理額		
(6)過去勤務債務の費用処理額		
上記(2)から(6)については、簡便法を採用しておりますので記載を省略しております。		

4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(1)割引率		
(2)期待運用収益率		
(3)退職給付見込額の期間配分方法		
(4)過去勤務債務の額の処理年数		
(5)会計基準変更時差異の処理年数		
(6)数理計算上の差異の処理年数		
上記(1)から(6)については、簡便法を採用しておりますので記載を省略しております。		

（税効果会計関係）

（単位：千円）

前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <p>ソフトウェア償却超過額 21,142</p> <p>敷金償却否認 32,606</p> <p>会員権評価損否認 1,414</p> <p>賞与引当金損金算入限度超過額 44,436</p> <p>役員退任慰労引当金否認 6,998</p> <p>退職給付引当金損金算入限度超過額 40,042</p> <p>その他有価証券評価差額金 1,542</p> <p>その他 9,337</p> <p>繰延税金資産小計 157,520</p> <p>評価性引当額 8,467</p> <p>繰延税金資産合計 149,053</p> <p>(繰延税金負債)</p> <p>未収還付事業税 2,567</p> <p>その他有価証券評価差額金 8,342</p> <p>繰延税金負債合計 10,909</p> <p>差引：繰延税金資産の純額 138,143</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <p>ソフトウェア償却超過額 19,823</p> <p>敷金償却否認 617</p> <p>会員権評価損否認 887</p> <p>賞与引当金損金算入限度超過額 45,978</p> <p>役員退任慰労引当金否認 11,511</p> <p>退職給付引当金損金算入限度超過額 41,507</p> <p>その他有価証券評価差額金 25,167</p> <p>その他 15,499</p> <p>繰延税金資産小計 160,993</p> <p>評価性引当額 37,355</p> <p>繰延税金資産合計 123,638</p> <p>(繰延税金負債)</p> <p>その他有価証券評価差額金 8,641</p> <p>繰延税金負債合計 8,641</p> <p>差引：繰延税金資産の純額 114,996</p>
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 等の負担率との差異の原因となった主な項目 別の内訳</p> <p>当事業年度は税引前当期純損失であるため、 記載を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 等の負担率との差異の原因となった主な項目 別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(%)</p> <p>法定実効税率 40.69</p> <p>(調整)</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項 130.65 目</p> <p>住民税均等割 57.35</p> <p>評価性引当額の増加額 160.13</p> <p>税率変更による期末繰延税金資産の減 287.71 額修正</p> <p>その他 2.74</p> <p>税効果適用後の法人税等の負担率 673.79</p>

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、当社では繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実行税率は従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.64%となります。

当該変更により、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は10,387千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,101千円増加し、法人税等調整額は11,488千円増加しております。

#### （資産除去債務関係）

<p>前事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）</p>	<p>当事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）</p>
<p>当社は平成23年3月に本社を移転しております。</p> <p>旧事務所は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を営業費用に、前期以前の負担に属する金額を、特別損失として計上しております。</p> <p>なお、移転後の新事務所についても、不動産賃貸借契約により退去時における原状回復に係る債務を有しており、同様に、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を営業費用に計上しております。</p>	<p>当社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を営業費用に計上しております。</p>

#### （セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

### 1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業及び投資一任契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 営業収益

（単位：千円）

日本	欧州	合計
2,292,336	518,576	2,810,912

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

#### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	441,533	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd. ,	314,394	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	302,134	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬及び投資一任契約による運用受託報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

### 1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業及び投資一任契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 営業収益

（単位：千円）

日本	欧州	合計
2,048,003	553,590	2,601,593

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

#### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超

えるため、記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	454,767	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	450,870	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd. ,	367,769	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬及び投資一任契約による運用受託報酬を顧客ごとに集計しております。

#### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

#### [報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

#### （関連当事者情報）

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

##### 1. 関連当事者との取引

##### （1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	3,425,909 百万円	金融業	被所有 直接 50.91%	兼任 1名	当社投資信 託の購入、 募集・販売 の取扱等	支払利息 (* )	3,116	短期借入 金	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

(\* ) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

## 2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1．関連当事者との取引

## (1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	3,425,909 百万円	金融業	被所有 直接 50.91%	兼任 1名	当社投資信 託の購入、 募集・販売 の取扱等	支払利息 (*)	24,855	短期借入 金	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

## 2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	191,058円21銭	190,985円44銭
1株当たり当期純損失金額	1,377円61銭	596円65銭

(注) 1．前事業年度及び当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
当期純損失金額（千円）	52,900	22,911
普通株主に帰属しない金額（千円）		

普通株式に係る当期純損失金額(千円)	52,900	22,911
普通株式の期中平均株式数(株)	38,400	38,400

## (重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
投資運用業にかかる必要な資金の調達のため、平成23年4月4日に農林中央金庫から特殊当座貸越契約により85億円の借入を行っております。借入利率については、短期金融市場金利に基づき決定しており、担保は差し入れておりません。	該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### （1）定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について

・平成24年7月25日付で、A種種類株式の発行、株券の不発行、株式の譲渡制限にかかる記載の明確化を行うため定款の一部変更を行いました。

・平成24年7月26日、A種種類株式15,000株を発行し15億円増資しました（資本金34億2千万円）。なお、A種種類株式は議決権を有しません。

##### （2）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託者

名称

農中信託銀行株式会社

資本金の額（平成24年3月末日現在）

20,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### <再信託受託会社の概況>

名称

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額（平成24年3月末日現在）

51,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成24年3月末日現在)	事業の内容
農林中央金庫	3,425,909百万円	全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。
みずほ証券株式会社	125,167百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

#### (1) 受託者（農中信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社））

当証券投資信託契約の受託者として、委託者との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算業務を行います。

なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

#### (2) 販売会社（農林中央金庫<sup>(注)</sup>、みずほ証券株式会社）

当証券投資信託の販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売、目論見書および運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

なお、農林中央金庫と募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関においても販売会社として上記各業務の全部または一部を行います。

（注）農林中央金庫は本書提出日現在、既保有の受益者向けを除き、新規の募集の取扱い・販売を中止しております。

### 3【資本関係】

農林中央金庫は委託者が発行する普通株式を保有しており、持株比率は36.61%、議決権保有比率は50.91%です。

農中信託銀行株式会社は委託者が発行する議決権を有しないA種種類株式を保有しており、持株比率は28.09%です。

なお、その他の関係法人と委託者との間には資本関係はありません。

(注) 委託者においては普通株式のほか議決権を有しないA種種類株式を発行しているため、持株比率と議決権保有比率が一致しません。

### 第3【参考情報】

当計算期間中において、当ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類を以下のとおり提出しております。

書類名	提出年月日	提出先
臨時報告書	平成24年3月7日	関東財務局
有価証券報告書	平成24年5月29日	
有価証券届出書	平成24年5月29日	
臨時報告書	平成24年6月7日	

## 独立監査人の監査報告書

平成24年10月10日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 渉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJAのMMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成24年3月1日から平成24年8月31日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JAのMMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成24年8月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注1）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
（注2）財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成24年6月26日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 南波 秀哉 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 長尾 礎樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。